

令和7年度における広島県公立大学法人の障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

令和7年4月1日

1 趣旨

広島県公立大学法人（以下「法人」という。）では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、法人における障害者就労施設等からの物品等の調達の一層の推進を図る。

2 障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所・施設等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
 - エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (2) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等に準ずる者
次の事業所等のうち、(1)に準ずる者として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく知事の認定を受けた者
 - ア 障害者を多数雇用する事業所
 - (ア) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
 - (イ) 障害者優先調達法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
 - イ 在宅就業障害者等
 - (ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に基づく在宅就業障害者
 - (イ) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に基づく在宅就業支援団体
 - ウ 受注内容を対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介をする業務を

行う機関（共同受注窓口）

3 対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等が製作した物品（予定価格が160万円を超えないものに限る。）及び提供できる役務とする。

ただし、共同受注窓口から調達する物品等については、自ら製作したものに限らず、他の障害者就労施設等が製作したものについても対象とする。

4 障害者就労施設等からの調達目標

令和7年度における障害者就労施設等からの物品等の調達目標については、次のとおりとする。

目標額 780千円

5 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

(1) 隨意契約の活用

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を活用し、障害者就労施設等からの調達を積極的に推進する。

(2) 障害者就労施設等への配慮

障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するとともに、可能な限り分離分割発注を行うよう努める。

(3) イベント等における障害者就労施設等が製作した物品の購入

法人が第三者にイベント等の業務を委託する際、記念品として活用する目的等で、障害者就労施設等が製作した物品の購入を委託の条件として加えることを検討する。

また、障害者就労施設等が製作した物品を購入して活用する方法について、積極的な提案を第三者に求めるよう努める。

(4) 調達方針及び調達実績の公表

ア 本方針を策定又は見直したときは、法人のホームページ等により公表する。

イ 調達実績については、翌年度に概要を取りまとめ、法人のホームページ等により公表する。